

(返金規定)

1. 次の各号に該当する場合、乙は、当該候補者に係る紹介手数料に消費税を加えた金額の全額を、返還事由が発生した月の翌月末日までに甲の指定する銀行口座に振込送金の方法により返還する。なお、振込手数料は乙の負担とし、返還事由の発生時点で甲が未払いのときは、甲の支払義務は消滅するものとする。
 - (1) 候補者が甲の入社日までに本人の責に起因し甲の採用を取り消された場合
 - (2) 候補者の自己都合により甲への入社を辞退した場合
 - (3) 候補者が事前に辞退の連絡をせず入社日に出社しなかった場合
2. 採用者が入社後自己都合により退職した場合、乙は次の割合により紹介手数料(消費税相当額を含む。)を、退職日の属する月の翌月末日までに返還する。振込手数料は乙の負担とする。
 - ・入社後1か月以内 80% ・入社後2か月以内 50% ・入社後3か月以内 20%
3. 採用者が経歴詐称その他採用者の責に帰すべき事由により解雇された場合は、自己都合による退職とみなして前項を適用する。
4. 甲の都合による解雇若しくは入社取消し(前項に該当する場合を除く。)、労働条件の変更その他甲の責に帰すべき事由による退職、又は天災その他乙の責によらない事由による場合は、返還の対象にならないものとする。